



これらの容器包装について、市町村による分別収集量の将来的な増加等に対応するため、その再商品化可能量の拡大を図ることが必要であり、再商品化施設の整備や新規用途の開発及び拡大等が求められる。このため、必要な資金の確保、分別基準適合物の再商品化の促進、再商品化に要する費用の低減等に資する技術等の振興を図るために研究開発の推進及びその成果の普及等に努めなければならない。

なお、再商品化施設は、分別収集を実施する市町村の保管施設からの合理的な輸送の観点をも踏まえ、各地域ごとに適正に整備されていくことが必要である。

また、分別基準適合物の再商品化等を効率的かつ容易にするため、容器包装を用いる事業者及びこれを製造する事業者並びに容器包装を用いられる素材を製造する事業者は、再商品化等が容易な容器包装の使用、容器包装の規格化並びに材料及び構造面での工夫を可能な限り行う必要がある。また、容器包装を利用している商品を販売する事業者は、これらの再商品化等がしやすい容器包装を用いている商品の販売を積極的に推進することが必要である。

1 ガラス製の容器は、その再商品化により主にガラス製の容器の原材料となるカレットが得られることとなるが、将来、市町村による分別収集量が大幅に拡大した場合に、これに見合うだけのカレットの需要を確保するため、ガラス製の容器のカレット利用率の向上やタイル、人工輕量骨材、道路舗装用骨材等の新規用途の開発及び拡大が必要である。

2 飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）以外の紙製の容器包装については、その再商品化により再生紙が得られるほか、コンクリート型枠等の建設用資材等が得られることがあるが、これらの新規用途の開発及び拡大が必要である。

3 ポリエチレンテレフタレート製の容器であつて飲料又はしょうゆを充てんするもの（以下「ペットボトル」という。）は、その再商品化によりフレーク又はペレットという形ラスチック原料等が得られることとなるが、再商品化施設の整備が進んでいないため、今後、その後の整備が必要である。

4 ブラスチャクタの容器包装であつてペットボトル以外のものは、その再商品化により炭化水素油等が得られることとなるが、再商品化施設の整備が進んでいないため、今後、その後の整備が必要である。

市町村は、市町村分別収集算計画を定めるに当たっては、分別基準適合物の再商品化が円滑かつ効率的に行われるようにする観点から、再商品化計画により示される再商品化される特定分別基準適合物の量の見込み、特定分別基準適合物を再商品化するための施設の設置に関する事項等を勘案しつつ、分別収集の実施を決定することが必要である。

事業者は、再商品化計画に沿って、再商品化可能な量を増加させるよう努力し、又は協力することが期待される。

なお、ある年度における分別収集見込量の数量に特定事業者責任比率を乗じた量と前年度までに再商品化されなかつ特定分別基準適合物の量のうち特定事業者により再商品化されるべき量の合計が当該年度における再商品化がされる特定分別基準適合物の量の見込みに特定事業者責任比率を乗じた量を超える場合には、この超える量のうち特定事業者により再商品化されるべき量について、翌年度の再商品化義務量の基礎として計算されることになるが、当該年度においては、市町村において保管することとなることに留意が必要である。

加えて、容器包装を利用している商品又は容器包装そのものを輸入する事業者は、これらの再商品化等がしやすい容器包装を用いている商品又は再商品化等がしやすい容器包装を選択し、輸入することが必要である。

また、国は、自らが率先して、物品の調達に当たっては、分別基準適合物の再商品化等をして得られた物又はこれを使用した物の利用を促進するものとする。事業者及び消費者についても、これらの物の購入を積極的に進める必要がある。

なお、地方公共団体においても、国の施策に準じて分別基準適合物の再商品化等を促進するよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

円滑かつ効率的な容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化のために必要とされる調整に関する事項

分別収集により得られた分別基準適合物が的確に再商品化されるためには、容器包装廃棄物の分別収集量と再商品化可重量が均衡しつつ拡大していくことが求められる。

このため、国は、分別収集見込量等分別収集の動向を踏まえ、分別収集見込量に対応した再商品化可重量の確保に向けて、その円滑な拡大化を図るための環境整備に努めつつ、再商品化計画の策定を行なうことが必要である。

## 六 環境の保全に資するものとしての分別基準適合物の再商品化等の意義に関する田嶋

公共団体は、環境の保全に資するものとしての  
分別基準適合物の再商品化等の意義を明確

普及に係る事項  
分別基準適合物の再商品化等の促進は、容認

し、国民への情報提供に努めることとする。

物の再商品化の促進等に当たって、容器包装の原料採取、製造、流通、消費、廃棄、分別収集、再商品化等の全段階における環境への負荷の評価（ライフ・サイクル・アセスメント（LCA））の手法について、国は、諸外国との連携を踏まえつつ調査研究を進め、LCA手法の確立を図るように努め、情報提供を実施することとする。また、事業者は、各段階における環境への負荷が把握されるよう、各段階における環境への負荷を視野に入れた製品開発、消費者への情報提供等への活用を図る必要がある。

国は、容器包装廃棄物の減量及び容器包装に係る資源の有効利用を図るために再商品化に要する費用を商品の価格に適正に反映させることが重要であることにかんがみ、その費用の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、法の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解及び協力を得ること等に努めなければならない。

○厚生省告示第九百三十三号  
生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第八条第一項の規定に基づき、生活保護法による保護の基準(昭和三十八年四月厚生省告示第二百五十八号)の一部を次のように改正し、平成八年四月一日から適用する。

年 齢	別	基 準 額
0 歳	2 歳	14,720円
1 歳	~ 歳	21,430
3 歳	~ 歳	26,510
6 歳	~ 歳	31,490
9 歳	~ 歳	35,840
12 歳	~ 歳	43,290
15 歳	~ 歳	46,520
18 歳	~ 歳	41,310
20 歳	~ 歳	39,310
41 歳	~ 歳	37,550
60 歳	~ 歳	35,500
70 歳以上	歳	31,800

厚生大臣 菅 直人